

# 令和 7 年度「公園内における移動販売（キッチンカー）等事業者」募集要項

## 1. 目的

浦安市が管理する公園の利用促進や魅力向上を図るとともに、浦安商工会議所会員事業所の飲食店に対する販路拡大と販売機会を提供することを目的とします。

## 2. 募集概要

### (1) 出店を募集する公園

浦安市総合公園（浦安市明海 7 丁目）

### (2) 出店場所の決定

応募内容をもとに、公園利用者の利便や安全等を考慮したうえで、調整して決定します。

### (3) 出店数

1 日当たり数店とします。（園内の通行を妨げないため、極端な多数の出店は想定しません）

### (4) 出店対象者及び出店内容

浦安商工会議所会員事業者の内、浦安市内外の飲食物販売事業者による移動販売車とします。ただし、出店対象者については原則として事業所所在地を次に定める地域に限定したうえで個別に判断します。

都道府県名	地 域 名
千葉県	浦安市・市川市・船橋市・習志野市
東京都	江戸川区・江東区

### (5) 出店規模

1 店当たりの使用（許可）面積は、一律 12.5m<sup>2</sup>とします。（車両 2.5m×5m に面積換算）

### (6) 販売品目

営業許可証の範囲内の飲食物とします。

### (7) 販売禁止品目

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、浦安市が不適当と判断したものは販売禁止とします。

### (8) 出店期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの土・日曜日、祝日等

※上記期間中であっても、市の事業等により出店できない日もあります。

## (9) 出店時間

午前9時から午後5時まで（搬入は午前9時から、搬出は午後5時まで）

## (10) 出店料

①1台1日1,230円（内税）…都市公園占用料及び事務手数料として

1日の売上額が2万5千円未満（内税）の場合は、出店料は1,230円（内税）、また、1日の売上額が2万5千円以上（内税）の場合は、売上額×5%の出店料をお支払いください。

②出店報告書については出店者へメールでお送りいたします。出店料のご精算のため最終出店日から7日以内に出店報告書のご提出をお願いいたします。

③出店料を分割する場合は、事前にご相談ください。この場合は、お支払いいただいた出店日数分の「総合公園出店証」を発行します。（振込手数料はご負担ください。）

④出店者の都合により出店しない場合の出店料は、原則として返金しません。ただし、荒天等やむを得ない事情がある場合は、1日あたり1,230円を返金します。

### 【振込先口座】

千葉銀行 浦安支店 普通預金 口座番号3793197

名義 浦安商工会議所 会頭 熊川賢司

（ウラヤスショウコウカイギショ カイトウ クマカワケンジ）

## 3. 応募要件等

### (1) 応募者の資格

応募条件は、次の要件にすべて該当する者とします。

①保健所及び公的機関から、移動販売車での出店や営業に係る必要な許可または資格を有する者。

②保健所が定める衛生管理が出来ること。また、衛生的に販売品を取り扱うことが出来ること。

③必要に応じて相応の賠償保険を掛ける措置を講じていること。

### (2) 応募ができない者

次の要件のいずれかに該当する者は、応募ができません。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

(契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員など。)

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者。

③役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年度法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者及び役員等が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に基づく観察処分を受けている者。

④市税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）及び法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）。

#### 4. 出店上の遵守事項等

出店者には、以下の事項を遵守していただきます。

①出店営業中は、浦安商工会議所が交付する「総合公園出店証」を常に外から見える位置に掲示すること。

②店の意匠や販売員の服装が公園の景観と著しく不調和でないこと。

③酒類の販売は行わないこと。

④営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。

⑤火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。火気使用の場合は、消火器を必ず設置すること。所管の消防署に、所定の届出を行うこと。

⑥公園利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、拡声器や BGM 等は使用しないこと。

⑦出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を浦安市及び浦安商工会議所へ報告すること。

⑧雨天・荒天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、原則として事前に浦安市及び浦安商工会議所へ報告すること。

⑨出店者は、出店箇所およびその周辺を適宜清掃し、公園の美化維持に努めること。

⑩出店者は、必ずごみ箱を店の近くの見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

⑪出店により生じた排水は、公園内設備（排水溝・排水桿・園内トイレ等）に流さ

ず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

⑫食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。

⑬衛生管理を徹底すること。

⑭市が実施する園内での管理業務や行事などについて、事業に配慮し協力すること。

## 5. 応募方法について

### (1) 募集期間

令和7年3月25日（火）～令和8年2月27日（金）（応募多数の場合は出店調整あり）

※出店希望日の3週間前迄にお申込みください。

### (2) 応募書類

①出店申請書

②出店希望日程表

③営業許可書の写し（当該車両での移動販売の許可）

④保険証明書等の写し

⑤食品衛生責任者の写し

⑥使用する車両の車検証の写し

⑦出店方法が分かる画像（写真等）

移動販売車について

- ・ナンバープレートを確認できる写真
- ・内装、装備等が確認できる写真
- ・全体の色や意匠が確認できる写真（車幅・車高を記入して下さい。）

## 6. 移動販売等事業者出店審査

浦安商工会議所は、事業者から出店申請書を受理した後に要件等を審査し、適格と認められた場合は、浦安市へ「都市公園内占用許可申請」により申請します。その後、浦安市から浦安商工会議所へ「許可書」が交付された後に、事業者へ「総合公園出店証」を交付します。

## 7. その他

本要項に定めのない事項については、浦安商工会議所と出店者が協議することとします。

※やむを得ない理由により、本募集事業を中止又は実施期間を変更する場合があります。

## **8. 問合せ先**

浦安商工会議所 中小企業相談所 経営支援課

所在地：〒279-0004 浦安市猫実 1 – 19 – 36 電話：047-351-3000